

令和8年6月10日

令和8年度第3回
青森市農業委員会総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和8年6月10日（水曜日） 午後1時30分
2. 開会場所 柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和8年6月10日（水曜日） 午後2時30分

4. 議案

- 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第11号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第12号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
 議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
 議案第14号 令和8年度東青地区農業委員会大会等への要望について
 議案第15号 令和8年度東青地区農業委員会大会スローガンについて
 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第9号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 安 部 浩 一	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 建 秀	5 番 木 村 孝 芳	6 番 工 藤 隆 志
7 番 窪 寺 洋 志	8 番 齊 藤 光 朗	9 番 澤 田 今日一
10 番 中 村 美喜雄	11 番 成 田 貴 吉	12 番 西 澤 清 光
13 番 西 塚 伸	14 番 野 口 友 子	15 番 福 士 修 身
16 番 堀 内 俊 春	17 番 三 上 紘 史	18 番 安 田 昌 樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

19 番 山 田 正 樹		
--------------	--	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1 番 千 島 修	2 番 赤 田 千 草	3 番 福 士 博 人
4 番 工 藤 隆 正	5 番 木 立 忠 徳	6 番 風 晴 繁 雄
7 番 山 内 洋 一	8 番 山 田 五 月	9 番 川 村 富 子
10 番 川 村 忠 則	11 番 小 泉 作 郎	13 番 石 川 正 光

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

12 番 金 井 直 也	14 番 奈良岡 和 也	15 番 野 呂 正 幸
16 番 石 村 英 康	17 番 猪 股 康 行	18 番 出 町 鉄 昭
19 番 細 川 隆 雄		

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局局長	船橋正明	事務局次長	白取和子
事務局分室長	佐藤保	主 幹	相馬康宏
主 幹	古田正之	主 幹	櫻田新司
主 査	菊池亮		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただいまから、令和8年度第3回青森市農業委員会総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

15 番福士修身委員、16 番堀内俊春委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、会期は今日 1 日と決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいまより議案審議に入ります。

議案第 10 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

所有権移転が 7 件、賃借権設定が 3 件、使用貸借権設定が 3 件の計 13 件となります。

個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 6 ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人及び貸人については労力不足または高齢、遠隔地居住、子への譲渡、子への使用貸借のため、譲受人及び借人については、経営規模の拡大、親からの譲受、親または祖父からの使用貸借のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している A 3 の資料「調査書」のとおりとなります。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは 2 ページ目の所有権移転 申請番号 49 番の審議を行うにあたり、安部浩一委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(安部 浩一委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

安部浩一委員を入場させてください。

(安部 浩一委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

続いて、2 ページの所有権移転 申請番号 50 番の審議を行うにあたり、福士博人推進委員が議事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

(福士 博人推進委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

福士博人推進委員を入場させてください。

(福士 博人推進委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、成田委員。

○11 番(成田貴吉委員)

11 番、成田です。申請番号 53 番の株式会社 KAWACHO はどういう作物を植えるのか教えてください。

○事務局

ジャガイモを植えるとのことでございます。

○11 番(成田貴吉委員)

はい、わかりました。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第 11 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした使用貸借権設定に関する農地法第5条の許可申請が1件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図①」でご確認願います。

それでは申請番号5番について説明させていただきます。右上に「議案第11号 関係資料①」と記載している資料をご覧ください。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書で、借人、貸人、及び転用目的は記載のとおりです。

3ページ目が位置図、4ページ目が案内図、5ページ目が法務局の地図、6ページ目が土地利用計画平面図、7、8ページ目が土地登記簿、9ページ目が土地選定理由書、10ページ目が地域計画の変更通知となっております。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明いたします。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断しております。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、不許可の例外事由の一つに、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であって、第1種農地の場合「この農地以外の周辺の土地に設置することによつては、その目的が達成できないと認められるもの」という基準があり、本案件は「一般住宅の建築が目的で、●●●●の集落に接続して設置されるもの」であり、周辺にある非農地についても検討したが、申請地のほかに目的に供する土地がなかったことから、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

10 ページのところに、地域計画の許可書は出ているんですか。

10 ページの「正当な理由なく他法令に基づく手続きを行わない場合」は農地の草刈りをしてないとか、不耕作にしているとかも入るのか確認したいんですけども。

○事務局

こちら、農業政策課の方に例示の方を確認して折り返し回答させていただく形でよろしいでしょうか。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、これを読む限りは、他法令に基づくって農地法も入るのか。

○事務局

それも、含めて確認させていただきます。

○5 番（木村孝芳委員）

はい、わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 12 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積等促進計画は、所有権移転が合計 4 件で、個別の内容につきましては、8 ページから 9 ページに記載しております。

本案は、農業経営基盤強化促進法第 7 条農地中間管理機構の事業の特例である「農地売買等事業」であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 号の要件を満たしており、同法第 18 条第 11 号の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものです。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第 13 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

本案の農用地利用集積等促進計画(案)は、利用権設定が合計20件であります。

個別の内容につきまして、利用権設定の案が10ページから19ページに記載しております。

これら農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしていると判断しております。

なお、本議案につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該利用集積等促進計画(案)決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものです。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、12ページから14ページ目までの利用権設定申請番号40番から43番の審議を行うにあたり、福士博人推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(福士 博人推進委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○5番(木村孝芳委員)

議案第13号で、ほとんどが農業作業委託とかの切替になってますけど、どうやって確認したんですか。

○事務局

こちら、機構の手続きに関しては農業政策課が窓口になっているんですけど、元々農地法3条であつたりとかを経由しないで、農業作業委託で契約されていた方がいたので、そこを改めて正式に機構を通して手続きをするということで聞いております。

○5番(木村孝芳委員)

農業作業受託等っていうのは、依頼及び受託で契約2件になるんですよ、最低。わかりますか。

○事務局

はい。

○5 番（木村孝芳委員）

それは、確認したんですか。

○事務局

機構で、その解約まで含めてやっているそうです。

○5 番（木村孝芳委員）

確認したんですか。

○事務局

はい、確認してと思っています。今日、ここに農業政策課が居ないので確認してからでもよろしいでしょうか。

○5 番（木村孝芳委員）

あなたが、確認してるか聞いているの。

○事務局

私達は、農業政策課が確認したものとして受け取ります。

○5 番（木村孝芳委員）

確認しなかったら、どうするんですか。間違った資料出したことになるんじゃないんですか。わかります、言ってる意味。

○事務局

まだ解約してないのに契約しているんじゃないか、とかですか。

○5 番（木村孝芳委員）

そういうことじゃないんですよ。作業委託っていうのは、口約束でできるんですよ。契約だから。役所は、口約束はできないでしょ。わかります。

○事務局

書類はないけれどもってことを、木村さんはおっしゃりたいのですか。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、どういう風に確認したのか。

○事務局

窓口に来て、口頭で確認するしかないのかなと。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、書類の確認は。

○事務局

窓口で口頭で、という件もあるかと思います。

○5 番（木村孝芳委員）

本人の口で言ってる訳でしょ。

○事務局

そうなります。

○5 番（木村孝芳委員）

役所は、それでいいんですか。

○事務局

結果的に、機構と契約結ぶ話になる訳ですから、そういう形でも。

○5 番（木村孝芳委員）

その前の話で。

○事務局

はい。

○5 番（木村孝芳委員）

作業委託は書いてる訳でしょ。

○事務局

はい。

○5 番（木村孝芳委員）

それで、議案にかかっているんでしょ。

○事務局

その契約が終了した上で、今回、改めて機構との契約を結びますということを審議してください、という案です。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、農業作業委託は誰が確認しているんですか。

○事務局

農業政策課です。

○5 番（木村孝芳委員）

農業政策課が確認してるんでしょ。

○事務局

農業政策課が、口頭なり物なり契約書なりで確認していると思います。

○5 番（木村孝芳委員）

口頭で確認したことは確認にならないから。

○事務局

でも、口頭でも契約はできると木村委員おっしゃいましたけど。

○5 番（木村孝芳委員）

契約はなんでもできるよ。役所で、口頭ではいOK、ってことがあるの。

法務局で、口頭でこれ契約してるからって通じると思う。

口頭の契約でも有効なんだけれども、役所がどう確認するのか聞いてるんですよ。

○事務局

農業政策課に確認しておきます。

○5 番（木村孝芳委員）

農業政策課が確認しているかを。

○事務局

確認します。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

福士博人推進委員を入場させてください。

（福士 博人推進委員 入場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第 14 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

令和 8 年度東青地区農業委員会大会等への要望について

まず、資料ですが、本日卓上に配布させていただいた議案第 14 号関係資料令和 8 年度東青地区農業委員会大会等への要望についてです。委員の皆さんに募集いたしました要望案ですが、野口委員からご提案がございました。

本日、皆様にご審議いただき、青森市としての要望案が決定すれば、東青地区農業委員会連絡協議会の運営協議会において、東青地区各町村からの要望案と併せて協議されることになります。

その後、8 月 19 日開催予定の東青地区農業委員会大会での提案・決議を経て、11 月に県及び県選出国會議員への要望活動を行う予定です。

それでは、要望案の説明に入ります。資料をご覧ください。要望案「食料自給率の向上につながる農業について」ですが、要望先は国・県でございます。

要望文案について、私から朗読させていただきます。

「2025 年農林業センサスによると、個人経営体は 79 万 6 千経営体となり、令和 2 年と比べて 23.3%減少しており、主に農業に従事する基幹的農業従事者の平均年齢は 67.7 歳に達し、65 歳以上が 69.6%を占めていると公表された。

日本の農業は、基幹的農業従事者の高齢化や高齢による離農者の増加、後継者不足による担い手の減少、さらに初期投資や経営リスクの大きさなど複数の要因が重なり、遊林農地が増加していることが大きな課題となっていることから、これらの課題を解決し、将来的に食料自給率の向上につなげていくため、以下の 4 点について要望する。

1 農業体験機会の拡充

農業体験を通じて農業の魅力を肌で感じ、担い手として育っていくことができるよう、週末体験のような気軽な体験も含め、農業体験の機会を拡充するよう情報提供の強化に努めること。

2 農地や設備の再活用の促進

農地中間管理機構が遊林農地を借り受ける基準を緩和し、遊林農地の再活用を促進するとともに、高齢農家等の農機具等の円滑な譲渡・継承のマッチングを支援すること。

3 就農準備金の拡充

新規就農者に技術を継承できるよう、就農に向けて必要な技術等を習得する研修生に資金を

交付する就農準備資金の対象者要件及び支援額のさらなる拡充に努めること。

4 効率的で省力化された農業の推進

誰でも効率的で省力化された農業を展開できるよう、スマート農業で用いる農機具の普及と低価格化を進めるために補助金支給や研修の開催、業者への支援などを行っていくこと。」

以上になります。提案理由については、提案した野口委員から一言お願いいたします。

○14 番（野口友子委員）

農業従事者の高齢化と担い手不足により遊林農地が増加する現状に対して、食料自給率アップのためにどのように改善していくべきかを提案いたします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議します。

質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、この要望案のとおり提出することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、この要望案のとおり提出することを決定いたします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 15 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

令和 8 年度東青地区農業委員会大会スローガンについて

資料 2 枚目、「議案第 15 号関係資料 令和 8 年度東青地区農業委員会大会スローガン案」と記載された資料をご覧ください。

先ほどの要望と同様、スローガン案につきましても、東青地区各町村から出されたものを東青地区運営協議会において何本か選び、8月19日開催予定の東青地区農業委員会大会に提案することになります。

委員の皆さんに募集いたしましたスローガンの案ですが、野口委員から、「食べることは、生きる力。大切さを、共に知ろう。」とのスローガンをご提案いただきましたので、委員の皆さんにご審議いただきたいと存じます。

事務局からの説明は以上です。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

これより、本案について審議します。

質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

本案について、このスローガン案のとおり提出することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、このスローガン案のとおり提出することを決定いたします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第7号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告内容説明)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が2件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第8号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告内容説明)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が15件となっております。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第9号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告内容説明)

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明が1件です。

なお、非農地証明書は同規定により交付済です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

なければ、事務局からありますか。

○2番(安部浩一委員)

・新町野地区の火葬場工事に伴う農地利用状況について

○事務局

・研修に関するアンケートの結果

○事務局

次回の総会は、7月10日(金)午後1時30分から、場所は「浪岡中央公民館1階大ホール」での開催となりますので、お間違えないよう、よろしくお願いします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これをもちまして、令和8年度第3回青森市農業委員会総会を閉会いたします。